破産手続廃止

平成３０年（フ）第３２号
福岡県久留米市通町106番地の９
破産者　有限会社創意
１　決定年月日　平成30年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２１５号
埼玉県鴻巣市小松１丁目５番27号
破産者　株式会社のぞみ
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
広島市南区皆実町１丁目12番１―104号
破産者　株式会社Ｊ１
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３６号
茨城県水戸市中原町１番地の１
破産者　有限会社スガヤ工業
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４３７号
（最後の住所）茨城県水戸市中原町１番地の１
破産者　亡菅谷純雄相続財産
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９２１号
東京都狛江市岩戸北３丁目10番５―312号
破産者　児玉　泰弘
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５６号
東京都国立市東４丁目16番地の49チバレー仲里201
破産者　木村　俊夫
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３４７号
東京都立川市砂川町３丁目８番地の４
破産者　中野有里沙
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５１号
京都市伏見区竹田段川原町258番地
破産者　株式会社01設計
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
京都市中京区麩屋町通三条下る白壁町440番地
破産者　株式会社京都グローバル
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第５２号
鳥取市古海535番地
破産者　キンキ製造株式会社
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８４号
北海道根室市緑町２丁目28番地
破産者　協同組合日専連根室
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３２号
京都市山科区勧修寺西北出町８番地
破産者　近畿生コン株式会社
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４３６号
埼玉県桶川市南２丁目８番14号　センチュリー桶川207号、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字上野294番地１
破産者　深井　　進
１　決定年月日　平成30年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９３号
名古屋市北区安井４丁目４番12号、開始決定時の住所名古屋市東区東大曽根町30番11号　メゾン・ド・徳川苑301号
破産者　加藤　勝次
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８号
兵庫県養父市上箇10番地１
破産者　山川　昭人
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
島根県出雲市平田町1360番地２
破産者　深津　隆介
１　決定年月日　平成30年６月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１９４号
釧路市愛国西１丁目34番10号、開始決定時の住所釧路市愛国東２丁目21番６号
破産者　松本　昭治
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３４号
青森市大字新城字山田618番地43
破産者　北川　恵美
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係